

ID: 3009

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等(延べ面積が2,000平方メートル未満の建築物に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	大気汚染防止法 第18条の21		
法令番号	昭和43年法律第97号		
【根拠条文】 (作業基準適合命令等) 第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日